

議会運営委員会

日時：令和5年9月13日（水）

午後1時30分～

場所：本館3階 議場

事 件

1) 令和5年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて

2) その他

様式1

追加予定議案		担当部	説明者又は報告者
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度熊取町一般会計補正予算 (第8号) 		総合政策部	総合政策部理事 (野津 恵)

令和5年9月熊取町議会定例会議事日程（案）

令和5年9月28日（木）午前10時開議

日程第1	議案第62号 熊取町犯罪被害者等支援条例	総務
日程第2	議案第64号 図書館条例の一部を改正する条例	総務
日程第3	議案第65号 教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例	総務
日程第4	議案第66号 熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入について	総務
日程第5	議案第67号 熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式の購入について	総務
日程第6	議案第69号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第7号）	総務
日程第7	議案第63号 印鑑登録条例の一部を改正する条例	事業
日程第8	議案第70号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	事業
日程第9	議案第71号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	事業
日程第10	議案第72号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）	事業
日程第11	議案第73号 令和4年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について	決算
日程第12	議案第74号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	決算
日程第13	議案第75号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	決算
日程第14	議案第76号 令和4年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	決算
日程第15	議案第77号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について	決算
日程第16	議案第78号 令和4年度熊取町下水道事業会計決算認定について	決算

追加議事日程（案）

- | | | |
|-------|------------------|---------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 7 9 号 | 令和 5 年度熊取町一般会計補正予算（第 8 号） |
| 日程第 2 | 委員会提出議案
第 3 号 | 議会基本条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議員提出議案
第 号 | |
| 日程第 4 | 議員提出議案
第 号 | |
| 日程第 5 | 議員提出議案
第 号 | |
| 日程第 6 | | 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について |

(案)

委員会提出議案第 3 号

議会基本条例の一部を改正する条例

みだしの件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び議会
会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出する。

令和 5 年 9 月 28 日提出

議会運営委員会

委員長 坂 上 昌 史

提案理由

本町議会においては、災害時等においても議会機能を的確に維持するにあたり、そのために必要となる組織体制や議員の行動基準について、議会BCPを別途策定している旨を明文化するため、この条例案を提出するものです。

議会基本条例の一部を改正する条例

議会基本条例（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 2 災害時等の議会の対応に関することは、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会基本条例（平成20年条例第11号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
(災害時等の議会の対応) 第18条 (略) <u>2 災害時等の議会の対応に関することは、別に定める。</u>	(災害時等の議会の対応) 第18条 (略)

意見書一覧

1 意見書等

- 1) 新型コロナ治療薬の公費負担継続、医療体制への支援強化等を求める意見書（案）
（令和5年8月29日受付、R05熊議第000083-4号）
（提出議員：坂上 巳生男 議員）
- 2) 日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書（案）
（令和5年8月29日受付、R05熊議第000083-5号）
（提出議員：坂上 巳生男 議員）
- 3) ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）
（令和5年8月29日受付、R05熊議第000083-6号）
（提出議員：渡辺 豊子 議員）

新型コロナ治療薬の公費負担継続、医療体制への支援強化等を求める意見書（案）

現時点においても、新型コロナウイルスの感染拡大により、救急搬送困難事例が各地で急増し、救急医療や一般診療が制限される地域もあり、医療体制の逼迫が懸念される状況となっている。新型コロナウイルス感染症は 5 類感染症に移行したが、引き続き、医療提供体制に大きな負担をかけ、日本社会に深刻な影響をもたらしており、特別の手立ての継続が求められる。

ところが政府は、5 類移行後も縮小しながら続けられた患者負担の軽減措置や診療報酬の特例の多くを 9 月末期限としている。ラゲブリオ、パキロビッドなど経口抗ウイルス薬は、公費適用がなくなれば、処方 1 回あたり最大 3 万円を超える窓口負担が発生する（3 割負担）。これでは 10 月以降、経済的理由のために治療薬を内服できないなどの事態が大量に起こりかねない。

また、軽症・無症状だった人も含め、長期の後遺症に苦しむ患者が急増している。肺・心臓の長期的な障害や、ME/CFS（筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群）など、社会生活に困難を抱える事例も少なくない。臨時特例の恒久化や「コロナ後遺症・罹患後症状」の特定疾患療養管理料を毎月算定できるようにするなど、コロナ後遺症の相談・治療について診療報酬を改善し、研究予算の抜本的な増額、患者の生活支援を国の責任で行うことが求められる。

よって本町議会は国に対し、新型コロナおよび後遺症の患者に必要な治療を提供し、国民の命と健康を守るため、以下の点を強く要望する。

記

- 1、新型コロナ治療薬への公費適用など、患者負担の軽減措置を継続すること
- 2、診療報酬特例を継続・拡充し、医療体制への支援を強化すること
- 3、急増するコロナ後遺症に国として責任ある対策をとること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

2023年9月 日

熊取町議会

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書（案）

核兵器は最も非人道的な兵器である。我が国は、1945年8月、広島と長崎に原爆を投下され、21万人を超える方々が一瞬にして亡くなり、その後も生涯にわたる被曝の苦しみを多くの方が経験した。2021年1月22日、このような非人道的兵器である核兵器を違法とする初めての国際法規「核兵器禁止条約」が発効した。

核兵器禁止条約は、核兵器の保有のみならず、開発、製造、実験、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止している。2022年6月に開催された締約国会議には、NATO加盟国も数多くオブザーバーとして参加し、核兵器禁止条約は「核兵器を無くす」という希望に向かって進化を続け、2023年8月時点で92か国が署名、68か国が批准している。

こうした中、ロシアのウクライナ侵攻から1年半が経過したが、いまだ核兵器使用の「威嚇」が続けられている。核兵器保有国が他国を脅し、核兵器を保有している限り、世界の平和は脅かされている。軍拡競争がエスカレートし、近隣諸国との間に「有事」が起これば、日本全土が戦場になりかねず、「我が子が戦争に巻き込まれはしないか」と、若い母親たちの間で不安が広がっている。私たちはいま、重大な時代の岐路に立たされている。

熊取町は、1984年12月19日に「核兵器の廃絶と軍縮を願う平和都市宣言」を決議し、核兵器廃絶と恒久平和を希求してきた。核兵器禁止条約は、核兵器廃絶への第一歩であり、多くの国が参加すべきである。

よって本町議会は日本政府に対し、唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約への参加・調印・批准を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日

熊取町議会

提出先 内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿
文部科学大臣 永岡 桂子 殿

ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める意見書(案)

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって政府においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 一、脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
- 一、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年 月 日

(案)

R05 熊議委第 000016 号
令和 5 年 9 月 日

熊取町議会議長 河合 弘樹 様

議会運営委員会
委員長 坂上 昌史

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を必要とするものと決定したので、議会会議規則第 7 4 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項
2. 理 由 上記事項について本委員会が閉会中もなお継続して調査する必要があるため
3. 調査期間 令和 5 年 9 月定例会閉会から令和 5 年 1 2 月定例会開会まで